

令和 7 年度一般廃棄物の処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 5 年厚生省令第 3 5 号）の規定により、令和 7 年度一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり定めたので、由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 1 5 7 号）第 1 8 条第 1 項に基づき告示する。

令和 7 年度由利本荘市一般廃棄物処理実施計画

策 定：令和 7 年 4 月 1 日

◎対象区域 由利本荘市の全域

◎計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

1. ごみ処理実施計画

（1）排出量の見込み

区 分		排 出 量		合 計
家庭系 ごみ	可燃ごみ	13,483.00 t／年	36.94 t／日	16,770.00 t／年
	不燃ごみ	582.00 t／年	1.59 t／日	
	粗大ごみ	444.00 t／年	1.21 t／日	
	資源化物	2,261.00 t／年	6.19 t／日	
事業系 ごみ	可燃ごみ	5,876.00 t／年	16.10 t／日	6,325.00 t／年
	不燃ごみ	255.00 t／年	0.70 t／日	
	粗大ごみ	194.00 t／年	0.53 t／日	

(2) 減量化（発生・抑制）計画

a) 市民の取り組み

①資源ごみの分別徹底	○再資源化できる缶類、ビン類、紙類、ペットボトル等の分別を徹底する。 ○引取基準に適合するよう、洗浄・異物除去、ビン類は3色分別、ペットボトルはラベルはがし及びキャップの取り外しを徹底する。 ○市の収集のほか、大型食料品店、電気店などの店頭回収や地域リサイクル活動を積極的に利用する。
②ごみの減量化推進	○使い捨て商品、容器の安易な使用を自粛する。 ○捨てる前に再資源化、再利用できないか検討する。 ○物を大切に使い、破損や故障の場合には、修理、修繕等を試みる。 ○買い物には、マイバッグを持参し、レジ袋等の消費を抑制する。 ○遊休品は、別の用途を考えたり、欲しい人がいないか聞いてみる。また、フリーマーケットやリサイクルショップを利用してみる。 ○商品購入の際は、ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品、容器、再生品等を選択するよう心がける。
③生ごみ（厨芥類）の堆肥化	○生ごみ処理機、コンポストを積極的に活用し家庭内処理を行う。

b) 事業者の取り組み

①生産・販売段階での ゼロエミッション型事業活動	○従業員のごみの排出抑制、資源化に関する意識の高揚を図る。 ○過剰包装を行わず、適正包装の方法の開発及び促進に努める。 ○ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品、容器、再生品等を製造し、また、故障時の修理体制を充実させる。 ○トレイ、牛乳パックその他の商品の回収ボックス設置や分別回収に協力する。
②適正処理と再生委託	○資源化が可能なものは、極力再資源化ルートへ乗せる。 ○プラスチック類は、適正な再生処理業者へ委託する。 ○自社のごみ量と収集・処理に係る金額を把握し、コスト意識を高めることによって、排出の削減に結びつける。

c) 市の施策

①ごみ減量化施策	○ごみの有料化制度の継続実施。 ○ごみの分別徹底に係る広報周知活動。 ○ごみの適正排出、適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施。 ○一般家庭及びアパート等の集積所を調査し、分別が行き届いていない集積所の管理者等に対して、訪問指導を実施。 ○事業者への適正処理に関する指導。 ○「まちづくり宅配講座」により、ごみの分別と減量意識の高揚と推進を図る。 ○「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」への参加事業所の拡大を図り、マイバッグ運動を推進。
②再資源化施策	○資源回収業者、資源再生業者ルートの調査、連携強化、住民・事業者への情報提供。 ○「廃食油の回収」の実施。 ○「まちづくり宅配講座」により、段ボールコンポストの普及を図る。 ○使用済小型電子機器等の再資源化の推進に関する法律に基づく、本荘清掃センターでのピックアップ回収の継続実施。

(3) 収集・運搬計画

a) ごみの分別と排出方法

①家庭ごみの分別

分別区分	ごみの種類		注意点
燃えるごみ	生ごみ、台所ごみ、紙おむつ、ペットボトルのキャップ、天ぷら油(廃食油)、落ち葉、木くず、板きれ、ゴム製品(長靴、胴長靴、ホース等)、皮革製品(鞆、靴等)、発泡スチロール、衣類、ポリ容器(シャンプー容器、ポリタンク等)、プラスチック製品(衣装ケース、おけ、玩具、米びつ、スーツケース等)、布きれ、再生できない紙(粘着物のついた封筒、防水加工紙、合成紙、感熱紙等、カーボン紙、油紙、写真、シュレッダーされたもの等)、インクカートリッジ、貝殻、カセットテープ、乾燥剤、口紅、クレヨン、計算機、ごさ、ゴルフボール、座布団、CD、使い捨てライター、電気毛布、フロッピーディスク など		○紙おむつは汚物を取り除き、小さく丸め不衛生にならないように排出すること。 ○天ぷら油(廃食油)は固めるか、布や紙などにしみ込ませてから排出するか、市で実施する廃食油回収箇所に持ち込む。 ○剪定枝や刈草、板などは乾燥させ、指定可燃ごみ袋からはみ出さないように排出すること。 ○鞆、靴などの皮革製品類は、金属を外して排出すること。 ○発泡スチロールは、30cm四方大に切断して排出すること。
燃えないごみ	せともの類(急須、茶碗、植木鉢、花瓶等)、金属類(鍋、フライパン、調理道具等)、電球、陶磁器・ガラス類(窓ガラス、耐熱ガラス等)、傘の骨組み、小型電気製品(ビデオデッキ、ラジカセ、炊飯器、掃除機、アイロン、ドライヤー、電気コード等)、スプレー容器(ヘアスプレー、卓上コンロ用ガスボンベ等)、刃物、ビン類で収集できないビン(化粧品、油類、農薬、劇薬のビン等)など		○刃物や割れ物などの危険なものは紙などに包んで「ガラス」などと明記して「指定不燃ごみ袋」の外から確認できるように排出すること。 ○スプレー容器は車両火災の原因となるので、中身を使い切り、穴を開けてから排出すること。
資源ごみ	紙類 (5種類に分別)	新聞紙・広告チラシ	○新聞紙と新聞折り込みチラシのみを束ねる。 ○四つ折りにし、纏めて紙ひもで十文字に縛って排出すること。
		雑誌カタログ類	○冊子類のみ束ねる。 ○形を揃え、紙ひもで十文字に縛って排出すること。
		段ボール	○一定の大きさに揃え、紙ひもで十文字に縛って排出すること。

分別区分	ごみの種類		注意点
		紙パック	○500ml以上の紙パックのみ分別し、中をゆすぎ、乾燥させ、形状を揃え、紙ひもで十文字に縛って排出すること。
		雑紙	○上記4区分以外の紙類が該当 ○形を揃え、紙ひもで十文字に縛って排出すること。
	ビン類	ジュース類、ウイスキー類、ドリンク類、味付けのり、ワンカップ、ワインなど	○透明、茶色、その他の色の3種類に分別し排出すること。 ○キャップ、ビニールカバーを外し、中身を全部出し、軽く水洗いしてから排出すること。
	缶類	ジュース缶、ビール缶、缶詰類、のり、菓子缶類など	○中身を全部だし、軽く水洗いしてから排出すること。 ○スチール缶、アルミ缶を分ける必要はありません。
	ペットボトル	ペット1のマークのついているペットボトル	○キャップ、ラベルを外し、中身を全部だし、軽く水洗いしてから排出すること。 ○軽くつぶしてから排出すること。
粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないごみ)	家庭用電化製品(家電リサイクル法対象製品を除く)机、椅子、毛布類、自転車、絨毯類、ベッド、ストーブなど		○分解可能なものは分解してから排出すること。
家電 リサイクル 対象5品目	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン		法律により市では収集できないので、下記のいずれかの方法で処理すること。 ○過去にその製品を購入した小売店に引取りを依頼する。 ○新しく製品を買い換える際に、購入する小売店に引取りを依頼する。 ○自分で、指定引取場所に持ち込む。(事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入)
	家庭系パソコン		家庭で使用しているパソコンは、製造メーカーによる自主回収・リサイクルが義務づけられているため、市では収集しない。処分方法等については、

		パソコンメーカーか一般社団法人パソコン3R推進協議会へ問い合わせすること。 ○パソコン購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収します。マニュアル、CD-ROM等は含みません。 ○プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA（携帯情報端末）は対象となります。
電池類・水銀含有廃棄物	乾電池・ボタン電池類	○小さな袋（半透明）に入れて排出すること。
	携帯用バッテリー等のリチウムイオン電池類（モバイルバッテリー・加熱式たばこ等）	○販売店へ相談いただくか、市役所、各総合支所の回収ボックスへ排出すること。
	蛍光管	○購入時の箱に入れ、排出すること。箱がない場合はそのまま排出。また、割れてしまった蛍光管については、燃えないごみの日に燃えないごみ袋に入れて排出すること。
	水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計	○袋などに入れ、排出すること。（乾電池の袋とは混ぜないこと）水銀が含まれている場合は、燃えないごみで排出すること。

②家庭系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	収集方式	収集回数	年間収集量
燃えるごみ		指定可燃ごみ袋(黄色)	ステーション回収	週1～2回	13,483.00 t
燃えないごみ		指定不燃ごみ袋(青色)	ステーション回収	月1回	582.00t
粗大ごみ		専用ステッカー貼付け	ステーション・個別回収	年2～4回	444.00 t
資源ごみ	紙類	紙ひもで結束	ステーション回収	月1～2回	1,138.00 t
	ビン類(※1)	指定資源ごみ袋(白色)	ステーション回収	月1～2回	367.00 t
	缶類(※1)	指定資源ごみ袋(白色)	ステーション回収	月1～2回	202.00 t
	ペットボトル	指定資源ごみ袋(白色)	ステーション回収	月1～2回	158.00 t
使用済乾電池 蛍光灯等		半透明の小袋等	ステーション回収	年2回	20.00 t

年末年始を除き、祝日も収集を行う。

※1 地域によっては、コンテナ排出も可能

b) 排出のルール

○家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、品目ごとの排出方法に従うこと。
○家庭系ごみは、収集日の午前6時から午前8時までに決められたごみ集積所（ごみステーション）に出すこと。
○引っ越しや草の刈り込み等で4袋以上となる場合は、本市処理施設へ直接搬入するか、市許可業者に収集を依頼すること。4袋以上となる場合は、一時的多量ごみ(生ごみ等の日常生活ごみを除く)とみなす。
○粗大ごみは、事前に専用ステッカーを購入し、廃棄物に貼付し排出すること。

②事業系ごみ

種類等	排出方法	収集排出方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃棄物	自ら廃棄物処理施設に搬入する		焼却、埋立及び資源化
	許可業者が搬入する	許可業者との契約に基づき排出	

- 町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- 自ら搬入する場合は、市が定める受入基準に従うこと。

③市で収集・処理できないごみ

区分別品目	
有害性のあるもの	バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物の注射針など
危険性のあるもの	プロパンガスなど
引火性のあるもの	ガソリン、灯油、塗料など
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯、ガーゼなど
処理機に支障を及ぼすおそれのあるもの	タイヤホイール、ドラム缶、ホームタンク、農業用ビニールシート、コンクリート、ブロック、外壁材、石こうボード、ボイラーなどの設備機器類、ピアノなど
特定家庭用機器再商品化法第2条第6項に規定するもの	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パーソナルコンピューター	デスクトップパソコン本体、ノートパソコンなど
リサイクルルートが確立されているもの	自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器等
その他	市処理施設の受入基準規格に適合しない大きさの物、産業廃棄物など

(4) 廃棄物処理施設の概要

【中間処理施設等】

施設名	所在地	処理区分	処理能力	受入時間	休業日
本荘清掃センター	由利本荘市 二十六木字 下鎌田野 33-1	焼却 破砕 資源化	・焼却 130 t /24 h (65 t /24 h×2 基) ・破砕 ・可燃 5 t /5 h ・不燃 35 t /5 h ・磁選機 ・アルミ選別 ・風力選別	8:30 ~ 16:30	土曜日 日曜日 年末年始
リサイクル施設	由利本荘市 東由利蔵字 根城 71	資源化	・ペットボトル減容機 300kg/h×1 基 ・選別コンベア 13.5 t /5 h×1 基	8:30 ~ 16:30	日曜日 年末年始
矢島鳥海サテライトセンター	由利本荘市 鳥海町下川内字 上原 13-2	ストック ヤード		8:30 ~ 16:30	土曜日 日曜日 年末年始

- 受入時間及び休業日については、変更する場合がある。
- 年末年始の休業日については、別に定める。
- 本市廃棄物処理施設において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 11 条第 2 項の規定に基づく「あわせ処理」は原則行わないものとするが、秋田県が実施する「重点区域海岸漂着物等回収処理事業」によって搬入された産業廃棄物(漁網等)については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ処理するものとする。

【最終処分場】

施設名	所在地	処理区分	処理能力	処理計画量
本荘一般廃棄物最終処分場	由利本荘市 土谷字下岩瀬地内	最終処分	容量 131,000 m ³	1,393 m ³
鳥海一般廃棄物最終処分場	由利本荘市鳥海町小川 字八森 3 番地内		容量 50,000 m ³	8 m ³
矢島鳥海サテライトセンター一般廃棄物最終処分場	由利本荘市鳥海町下川 内 字上原 13 番地 2	焼却 残渣	容量 25,700 m ³	1,422 m ³
本荘由利広域市町村圏組合埋立最終処分場	由利本荘市 土谷字下岩瀬地内	焼却 残渣	容量 50,400 m ³	1,721 m ³

- 大館市との事前協議により、焼却残渣の一部はエコシステム花岡(株)へ搬入し、最終処分する。
- 小坂町との事前協議により、焼却残渣の一部はグリーンフィル小坂(株)へ搬入し、最終処分する。
- 本荘一般廃棄物最終処分場の受入時間は 8:30 から 16:00 まで、休業日は第 2・第 4 土曜日、第 1・第 3・第 5 日曜日及び祝日とするが、年末年始及び冬期間については別で定める。

- その他の最終処分場については、別で定める。

(5) 一般廃棄物処理許可業者

【一般廃棄物処理(収集運搬)業(一般ごみ)】

業 者 名	許 可 区 域							
	本 荘	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東 由 利	西 目	鳥 海
(有)ダスト・クリーン	○							
(株)昭和興業	○	○	○		○		○	○
(株)由利清掃サービス社			○				○	
(有)オリエ商会	○		○	○				○
(株)さいせい	○	○	○	○	○	○	○	
(有)本荘浜砂利店							○	
(有)さいとう					○			
(有)サン・アール	○							
(社)由利本荘市シルバー人材センター	○							

a) 一般廃棄物処理(収集運搬)業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合等を除き、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

大規模災害等により、現状の許可状況に不測の事態が生じた場合、適正処理のため、一定期間、許可区域を変更することができるものとする。

2. 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水の処理形態別人口の内訳

区分	人口 (人)	処理区域	構成比
計画処理人口	71,285		100.0 %
下水道口	34,392	本荘処理区 (本荘地域) 矢島処理区 (矢島地域) 道川処理区 (岩城地域) 前郷処理区 (由利地域) 岩谷処理区 (大内地域) 西目処理区 (西目地域)	48.3 %
浄化槽人口	35,940	市内全域	50.4 %
集落排水施設	20,340		28.5 %
合併浄化槽	11,660	市内全域	16.4 %
単独浄化槽	3,940	市内全域	5.5 %
し尿汲み取り人口	953	市内全域	1.3 %

(2-1) し尿及び浄化槽汚泥(集落排水施設汚泥含む)の搬入量見込み(全市)

種 類	搬 入 量		合 計
し 尿	5,537.78 kl/年	15.17 kl/日	39,841.68 kl/年
浄化槽汚泥	34,303.90 kl/年	93.98 kl/日	

(2-2) し尿及び浄化槽汚泥(集落排水施設汚泥含む)の搬入量見込み(地域毎)

地 域	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
本荘地域	2,919.59 kl/年	19,347.01 kl/年	22,266.60 kl/年
矢島地域	389.12 kl/年	694.51 kl/年	1,083.63 kl/年
岩城地域	77.45 kl/年	1,779.77 kl/年	1,857.22 kl/年
由利地域	36.84 kl/年	2,761.86 kl/年	2,798.70 kl/年
大内地域	680.92 kl/年	3,757.89 kl/年	4,438.81 kl/年
東由利地域	666.43 kl/年	1,219.13 kl/年	1,885.56 kl/年
西目地域	170.43 kl/年	3,745.42 kl/年	3,915.85 kl/年
鳥海地域	597.00 kl/年	998.31 kl/年	1,595.31 kl/年
合 計	5,537.78 kl/年	34,303.90 kl/年	39,841.68 kl/年

(3) 収集運搬計画

種 類	収集・運搬	収 集 方 法
し 尿	許可業者	収集区域を区割りし、当該区域を担当する 許可業者が戸別収集
浄化槽汚泥		

(4) 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	処 理 方 式	処理能力
本荘由利広域市町村圏組合広 域清掃センター第1事業所	由利本荘市二十六木 字下鎌田野 33-1	好気性消化処理方式	120kl/日
		高負荷脱窒素処理方式	100kl/日

(5) 一般廃棄物処理許可業者

【一般廃棄物処理(収集運搬)業(し尿・浄化槽汚泥)】

業 者 名	許 可 区 域							
	本 荘	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東 由 利	西 目	鳥 海
(有)金藤興業			○		○			
(有)環境保全興業		○		○				○
(株)昭和興業	○	○	○	○	○	○	○	汚泥 のみ
(有)大洋環境開発工業	○							
(株)由利清掃サービス社			○				○	
(有)由利地区浄化槽管理事務所	○	○			○	○		
(有)オリエ商会	○	○		○		○		
(有)鳥海産業								○

a) 一般廃棄物処理(収集運搬)業(し尿・浄化槽汚泥)の許可方針

し尿、浄化槽汚泥排出量の見込み等を勘案すると、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、新たな法令等により必要が生じた場合等を除き、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

大規模災害等により、現状の許可状況に不測の事態が生じた場合、適正処理のため、一定期間、許可区域を変更することができるものとする。

【浄化槽清掃業】

業 者 名	許 可 区 域							
	本 荘	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東 由 利	西 目	鳥 海
(有)金藤興業			○		○			
(有)環境保全興業		○		○				○
(株)昭和興業	○	○	○	○	○	○	○	○
(有)大洋環境開発工業	○							
(株)由利清掃サービス社			○				○	
(有)由利地区浄化槽管理事務所	○	○			○	○		
(有)オリエ商会	○	○		○		○		
(有)鳥海産業								○

a) 浄化槽清掃業の許可方針

既存の許可業者等により適正な処理が確保できるため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合等を除き原則として新規の浄化槽清掃業の許可はしない。

大規模災害等により、現状の許可状況に不測の事態が生じた場合、適正処理のため、一定期間、許可地区域を変更することができるものとする。